

平成 25 年 12 月 25 日

山梨県知事 横内 正明 殿

住 所 東京都八王子市南大沢二丁目 25 番 209 号
名 称 株式会社フォレスト
法人代表者氏名 代表取締役 多田 高志
担 当 者 氏 名 ショッピングセンター事業部 尾崎 幸太郎
電 話 番 号 042-670-6546

住 所 山梨県富士吉田市下吉田 5 丁目 15 番 29 号
名 称 芙蓉建設株式会社
法人代表者氏名 代表取締役 大森 彦一
担 当 者 氏 名 営業部 有野 悟
電 話 番 号 0555-24-2281

立地計画書への意見対応報告書

平成 25 年 11 月 22 日付け商振金第 971 号-14 で通知のありました立地計画への意見に対する対応について、以下のとおり報告します。

1 大規模集客施設等の名称

フォレストモール富士河口湖

2 大規模集客施設等の立地場所

山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木 4286 番 1 外

3 対応方針

(1) 意見の内容	(2) 対応方針
<p>1. 増床に伴い3,000平方メートル以上の土地の形質変更を行う場合には土壌対策汚染法第4条に基づき、変更着手の30日前までに知事に届け出ること。また、当該土地が特定有害物質によって汚染されている恐れがあると認められる場合には、知事の命令により土地所有者等が土壌汚染状況調査をしなければならないことに留意すること。</p>	<p>1. 増床に伴い3,000平方メートル以上の土地の形質変更を行うため、土壌対策汚染法第4条に基づき、変更着手の30日前までに知事に届出を行います。また、当該土地が特定有害物質によって汚染されていることが確認された場合には、法の規定に基づいた調査を実施し、必要な対策を行います。</p>
<p>2. 増床に伴い交通量の増加が見込まれることから、必要な駐車台数を確保するとともに、来客車両の来店経路の設定及び駐車場の構造や出入口の位置などについて十分に検討を行い、円滑な入出庫及び周辺道路における新たな交通渋滞の発生の回避に努め生活環境の保持に努めること。</p>	<p>2. 大規模小売店舗立地法に基づき、必要な駐車台数を確保致します。増床に伴い誘導経路や駐車場等が変更される場合においては適切な位置・構造とし、円滑な交通処理が可能となるように事前協議及び調査・検証を行い、生活環境の保持に努めます。尚、将来的に新設道路が開通した場合等においては、誘導経路を変更し適切に来店車両を誘導できるように配慮して参ります。</p>
<p>3. 増床に伴い騒音発生源の増加が見込まれることから、近隣住居への影響を考慮し、騒音発生源の設置位置及び防音対策について十分に検討を行い、生活環境の保持に努めること。</p>	<p>3. 増床テナントにおいては深夜営業を伴わない時間帯で計画をしておりますが、騒音の基準値を超過することが認められた場合においては、近隣住居に十分配慮した設置位置及び対策について検討を行います。</p>